

令和8年度 佐野市一般介護予防事業受託事業者募集要項

1 趣 旨

この要項は、介護保険法に規定されている地域支援事業のうち、介護予防・日常生活支援総合事業対象者の一般介護予防事業において、当該事業の目的を達成できる事業者を選定するために実施する受託事業者の募集について、必要な事項を定めるものとする。

2 事業の目的

地域において介護予防に資する自発的な活動が広く実施され、地域の高齢者が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取組が主体的に実施されるような地域社会の構築を目指して、健康教育、健康相談等の取組を通じて介護予防に関する活動の普及・啓発や、地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支援を行うこと等を目的とする。

3 事業の種類

事業の種類は次のとおりとし、事業の種類ごとに委託する。

- (1) 団体向け介護予防教室
- (2) 「介護予防拠点施設での介護予防教室」又は「地区公民館等での介護予防教室」

4 事業の実施方法等

- (1) 実施主体は佐野市とし、運営主体は受託事業者とする。
- (2) 委託期間は、契約締結の日から令和9年3月31日までとする。
- (3) 委託料やその他詳細については、仕様書で定める。

5 応募資格

佐野市物品等競争入札参加資格者名簿・佐野市小規模物品等登録名簿に登録され、介護予防事業に対し、意欲を有する事業者で、次に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 本事業の趣旨及び介護保険制度を十分に理解していること。
- (2) 介護予防普及啓発事業においては、介護予防に関する何らかの資格を有する者。資格は介護予防に妥当なものとする。
- (3) 「介護予防拠点施設での介護予防教室」又は「地区公民館等での介護予防教室」、においては、経験のある専門職（歯科医師、歯科衛生士、社会福祉士、柔道整復師、栄養士等）が1名以上及び補助職員1名以上が共同して実施すること。
- (4) 契約時、佐野市物品等競争入札参加資格者名簿・佐野市小規模物品等に登録されていること。

6 事業者の選定スケジュール

(1) 応募の期間

令和8年2月2日（月）から2月18日（水）まで

(2) 提出場所・問い合わせ先

佐野市いきいき高齢課 地域支援事業係

住 所：佐野市高砂町1番地

電 話：0283-20-3021

F a x：0283-21-3254

(3) 応募書類

応募する事業の「受託申込書」、「資格証明写」

※「資格証明写」は過去に提出した場合もご提出ください。

(4) 事業者の決定

令和8年2月25日（水）から27日（金）までの期間に「佐野市介護予防・日常生活支援総合事業委託事業者選考審査会」を開催し、委託事業者を決定する。